

日興新世代新興国株式ファンド

愛称:ネクストBRICs

追加型投信／海外／株式



●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

野村信託銀行株式会社

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「日興新世代新興国株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2012年3月2日に関東財務局長に提出しており、2012年3月3日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年1回	エマージング	ファミリー ファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	6兆7,032億円 (2011年12月末現在)

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主に、新興国の株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

特色
1

世界経済の牽引役として、BRICsに続くと期待される有望な新興国(=新世代新興国群)の株式*¹を主な投資対象とします。

- 新興国の中でも、その規模と潜在成長力から、次代の世界経済の発展に大きく貢献することが期待される国の株式*¹を主な投資対象とし、魅力的な投資機会を積極的に捉えています。
- 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。

*1: DR(預託証券)およびカントリーファンドなどを含みます。

特色
2

国ごとに異なる特徴とグローバルな視点での株式評価に基づき、投資国および国別投資比率を決定します。

- 投資国および国別投資比率については、各国の政治・経済情勢および株式市場の状況などを考慮した日興アセットマネジメント アメリカズ・インク(NAM アメリカズ)からの助言をもとに、日興アセットマネジメント株式会社*²が決定します。
- NAM アメリカズは、日興アセットマネジメント・グループ*³のグローバル株式・債券運用を担う米国拠点です。先進国の株式評価だけでなく、BRICsといった新興国投資についての助言実績があります。

*2: 以下、日興アセットマネジメントと記します。

*3: 「日興アセットマネジメント・グループ」とは、日興アセットマネジメント株式会社とそのグループ会社の総称です。

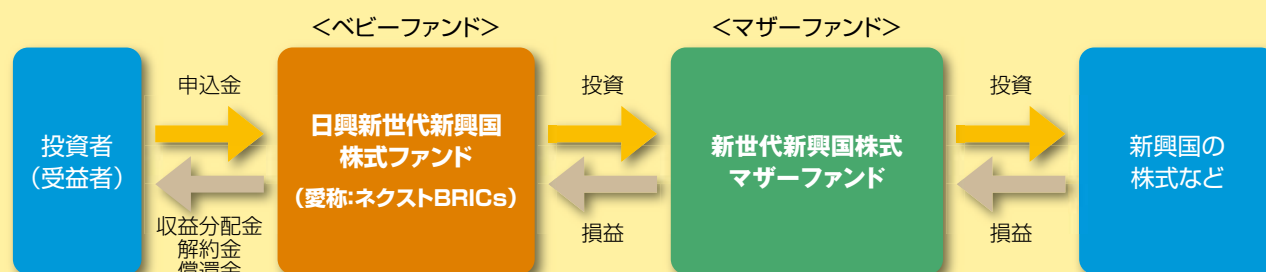
特色
3

中長期的な値上がり益の最大化をめざします。

- 投資対象が新興国であることから、株式市場の短期的な下振れを分散投資によって軽減することをめざします。
- また、高頻度の分配金支払いよりも、魅力的な投資機会を極力活かすことを優先するため、決算は年1回とします。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



主な投資制限

- ・ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

「新世代新興国群」への期待

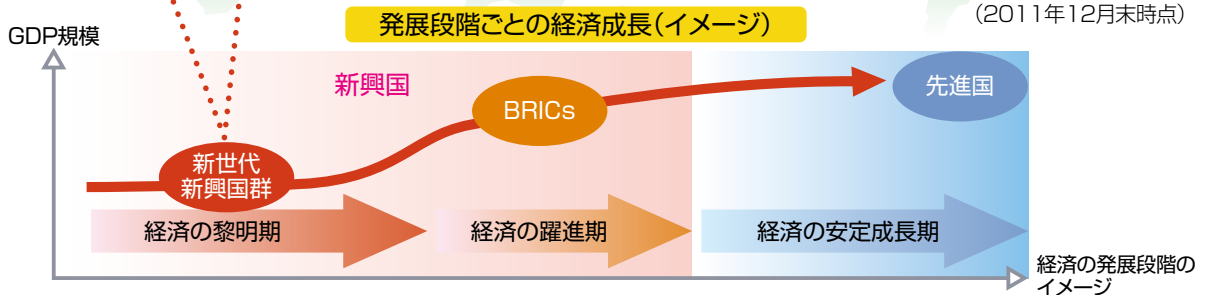
- 当ファンドでは、新興国の中でも、BRICs(ブラジル・ロシア・インド・中国)に続く世界経済の牽引役として期待される有望な新興国を「新世代新興国群」と呼びます。新興国の中でも、こうした国々を投資候補とすることにより、世界に広がる魅力的な投資機会を積極的に捉えていきます。

「新世代新興国群」とは

BRICsを除く新興国の中でも、「経済規模」「人口規模」が他に勝り、高い「成長余力」を兼ね備えているという点で、次代の世界経済の発展に大きく貢献することが期待される国々



(2011年12月末時点)



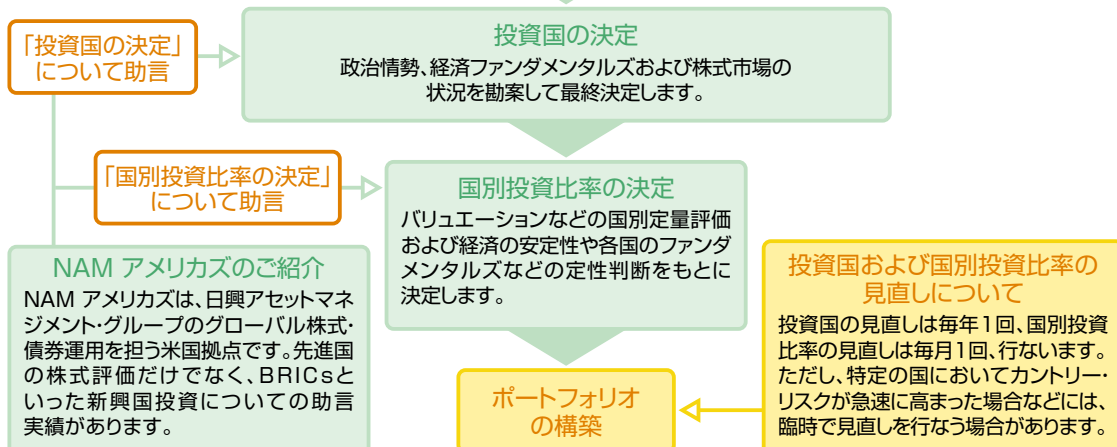
- ※ 上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。また、「新世代新興国群」として掲げている国々は、2011年12月末時点のものであり、将来変更になる場合があります。
- ※ 「新世代新興国群」として掲げている国は、投資候補であり、当該国への投資をお約束するものではありません。

投資国および国別投資比率の決定

「新世代新興国群」



(2011年12月末時点)



- ※ 上記は2011年12月末時点のものであり、将来変更になる可能性があります。

「新世代新興国群」における4つのエンジン

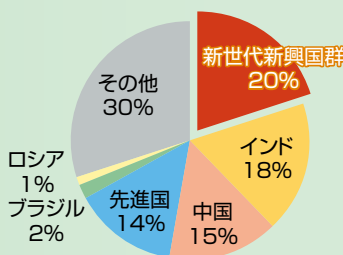
- 経済成長を遂げるためのエンジンとして、人口規模や保有資源に加え、当ファンドでは、地理的優位性や市場活性化への取り組みなどにも注目し、「新世代新興国群」の成長機会を捉えています。

「新世代新興国群」における4つの成長エンジン(イメージ)

豊富な人口

安価で豊富な労働供給元としてだけでなく、所得の向上に伴う消費市場としての魅力も増すことが期待されます。

2050年の世界の人口構成比(推計)



労働供給力

「新世代新興国群」の人口規模は中国・インドと同水準に

※「先進国」は国連の分類にもとづいています。

出所:国連人口基金(UNFPA)「世界人口白書 2010」

恵まれた資源

新興国経済の台頭などを背景としたエネルギー需要の拡大は、資源保有国の成長率を押し上げる一因になると見込まれます。

「新世代新興国群」における資源産出の代表例



出所:二宮書店「データブック・オブ・ザ・ワールド 2012」

エネルギー・食料供給力

地理的優位性

貿易の中継地や製造拠点として、立地を活かして外国資本を呼び込み、自国経済の活性化へとつなげていくことで、今後の成長が期待されます。

「新世代新興国群」における代表例



貿易機会の拡大

経済・外交政策

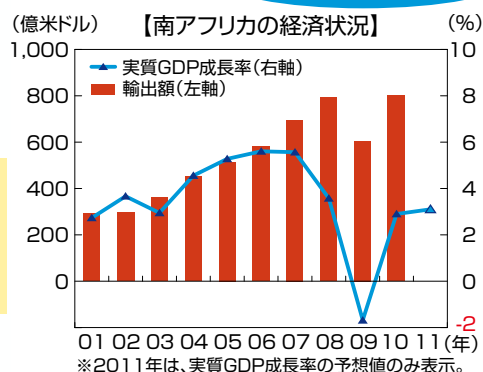
海外からの直接投資による製造拠点としての活用や、先進国との連携による貿易増加などは、高成長への原動力としても期待されます。

「新世代新興国群」における代表例

積極的な自由化政策により経済成長路線へ～南アフリカ～
1994年の民主化後、金融政策・貿易の自由化、財政の健全化、公営企業の民営化などをめざした経済成長戦略を標榜。市場重視型の経済運営が奏功し、同国は急速に成長しました。2010年にはサッカーワールドカップが開催されました。

外務省、JETRO、IMFのデータをもとに日興アセットマネジメントが作成

市場の活性化



※上記グラフおよびデータは過去のものまたは予想であり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- 投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

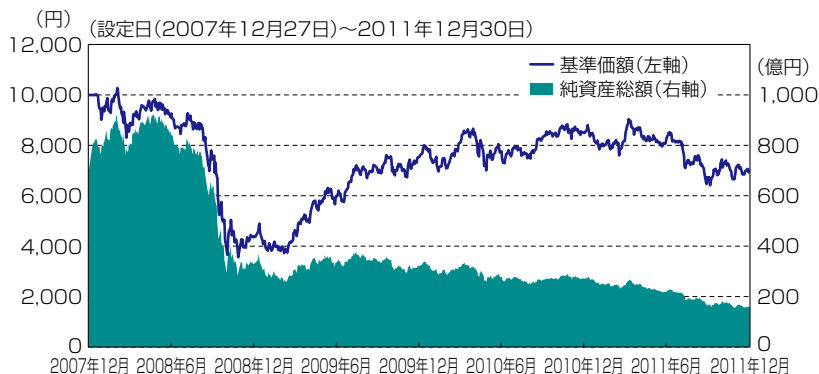
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

リスクの管理体制

- リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理および法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2011年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額.....6,986円
純資産総額.....157.92億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2008年12月	2009年12月	2010年12月	2011年12月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
株式	95.5%
うち先物	0.0%
現金その他	4.5%

※当ファンドの実質組入比率です。

<株式組入上位10銘柄> (銘柄数:160銘柄)

	銘柄	国名	業種	比率
1	AMERICA MOVIL-ADR SERIES L	メキシコ	電気通信サービス	7.48%
2	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	インドネシア	自動車・自動車部品	4.49%
3	PT BANK CENTRAL ASIA	インドネシア	銀行	3.05%
4	MTN GROUP LTD	南アフリカ	電気通信サービス	2.78%
5	WALMART DE MEXICO -SER V	メキシコ	食品・生活必需品小売り	2.67%
6	SASOL LTD	南アフリカ	エネルギー	2.38%
7	PT TELEKOMUNIKASI	インドネシア	電気通信サービス	2.24%
8	BANK RAKYAT INDONESIA	インドネシア	銀行	2.23%
9	FOMENTO ECONOMICO MEX-SP ADR	メキシコ	食品・飲料・タバコ	2.19%
10	BANK MANDIRI TBK	インドネシア	銀行	1.85%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

<株式組入上位10カ国>

国名	比率
1 インドネシア	26.8%
2 メキシコ	24.6%
3 南アフリカ	23.5%
4 トルコ	10.8%
5 フィリピン	7.8%
6 アルゼンチン	1.2%
7 パキスタン	0.6%
8 ベトナム	0.4%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

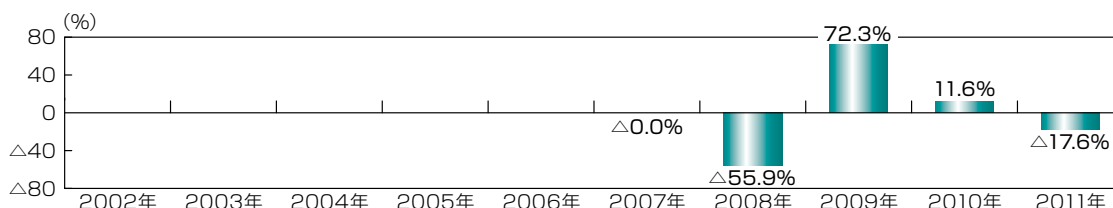
<株式組入上位10通貨>

通貨名	比率
1 インドネシアルピア	26.8%
2 南アフリカランド	23.5%
3 アメリカドル	15.4%
4 メキシコペソ	11.7%
5 トルコリラ	9.8%
6 フィリピンペソ	7.8%
7 パキスタンルピー	0.6%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

※アメリカドル建てのDR(預託証券)などに投資する場合は、国別と通貨別の株式組入比率の数値が一致しない場合があります。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2007年は、設定時から2007年末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2012年3月3日から2013年3月4日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・英国証券取引所の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2017年12月4日まで(2007年12月27日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年12月4日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	2,500億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.15%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金時の基準価額に対し0.5%

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.869%(税抜1.78%) 運用管理費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;"><運用管理費用の配分></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">運用管理費用(年率)</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.8690% (1.78%)</td> <td>0.8925% (0.85%)</td> <td>0.8925% (0.85%)</td> <td>0.0840% (0.08%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※括弧内は税抜です。 ※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。</p>	運用管理費用(年率)				合計	委託会社	販売会社	受託会社	1.8690% (1.78%)	0.8925% (0.85%)	0.8925% (0.85%)	0.0840% (0.08%)
運用管理費用(年率)													
合計	委託会社	販売会社	受託会社										
1.8690% (1.78%)	0.8925% (0.85%)	0.8925% (0.85%)	0.0840% (0.08%)										
その他の費用・手数料	<p>ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.1%以内 目論見書の作成および交付に係る費用、運用報告書の作成および交付に係る費用、監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。</p> <hr/> <p>組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</p>												

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%*
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%*

*2013年1月1日以降は10.147%の税率となる予定です。

※上記は、2012年3月2日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



A series of 20 horizontal dashed teal lines spaced evenly down the page, providing a template for handwriting practice.

nikko am